



## 令和5年度 交通安全テスト 解答

問題と解説		解答
①	<p>自転車は、法律上は軽車両で、自動車と同じ車両に分類される。 問題のとおり。</p>	○
②	<p>高校生は自転車乗用中に、ヘルメットをかぶるよう努める必要はない。 全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗用中のヘルメット着用の努力義務が課されている。 【道路交通法第63条の11】令和5年4月1日施行</p>	×
③	<p>自転車で道路を通行する場合、歩道と車道の区別があり、歩道が「自転車通行可」でないところでは、原則、車道を通行しなければならない。 問題のとおり。 自転車は、原則、車道通行である。ただし、「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合は歩道を通行することができる。</p>	○
④	<p>自転車で道路を通行する場合、端に寄っていれば、道路の左右どちら側を通行してもよい。 道路交通法上、車両は、道路の中央から左側を通行しなければならないと規定されており、特に自転車は、道路の左側端に寄って通行しなければならない旨規定されている。道路の右側を通行すると3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金となる。 また、事故が起きた時に正面衝突になることが多く、重大事故につながるおそれがある。</p>	×
⑤	<p>自転車で道路を横断する場合、横断歩道の歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標識があるときは、歩行者用信号機に従わなければならない。 問題のとおり。</p>	○
⑥	<p>自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。 信号が黄色に変わったら横断を始めてはならない。車両は停止位置から先へ進むことはできない。ただし、黄色に変わった時に停止位置に近づいていて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができる。 「安全に停止することができない場合」とは、急ブレーキとなり、追突やスリップ等の危険が予測される場合を言う。</p>	×
⑦	<p>「軽車両を除く」や「自転車を除く」等の補助標識がない場合、自転車も道路標識に従わなければならない。 問題のとおり。</p>	○
		
⑧	<p>「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。 問題のとおり。</p>	○
		

⑨	<p>自転車で路側帯を通行する場合、道路の右側にある路側帯は通行できない。 問題のとおり。</p> <p>歩道に「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある場合、自転車は道路の左右どちらの歩道を通行してもよいが、路側帯は道路の左側にある路側帯を通行しなければならない。</p>	○
⑩	<p>自転車で走行中に歩行者とすれ違う場合、歩行者が自転車の存在に気づいていないときは、自転車のベルを鳴らして歩行者に気づかせなければならない。</p> <p>自転車は、左右の見通しのきかない交差点や曲がり角等で、道路標識等により指定された場所を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければならない。</p> <p>ただし、上記のような場合以外で、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはならない。</p>	×
⑪	<p>信号機のない交差点で、「止まれ」の道路標識のない場合、狭い道から広い道に出るときは徐行しなければならない。</p> <p>問題のとおり。</p>	○
⑫	<p>広い道路で「自転車並進可」の道路標識がない場合は、自転車2台であれば横に並んで道路を通行しても構わない。</p> <p>並進中は自転車同士の接触による転倒や転落事故、自動車や歩行者との接触事故の危険性が高まる。また、話すことに夢中になると、自動車や歩行者の接近に気が付きにくくなる。「並進可」の標識がない場合、歩道又は路側帯での並進も違反の対象となり、違反すれば「2万円以下の罰金又は科料」となる。</p>	×
⑬	<p>自転車での傘差し運転やスマートフォンを使用しながら運転及びイヤホンを着用して音楽等を聴きながらの運転等は、危険な行為であるが、罰金等の厳しい罰則は設けられていない。</p> <p>違反すれば「5万円以下の罰金」となる。</p> <p>スマートフォン等を使用する場合は、安全な場所に停止してから使用しなければならない。</p>	×
⑭	<p>自転車の二人乗りや夜間・トンネル内の無灯火運転等は危険な行為であるため、罰金等の厳しい罰則が設けられている。</p> <p>問題のとおり。</p> <p>夜間のライト無灯火での運転は「5万円以下の罰金」、二人乗りは、「2万円以下の罰金又は科料」となる。</p>	○
⑮	<p>自転車を運転中に事故を起こして加害者となっても、未成年の高校生は刑事責任を問われたり、民事訴訟で高額な賠償金を請求されたりすることはない。</p> <p>自転車で交通事故を起こした場合、重過失致死傷罪等の刑事責任と被害者に対する損害賠償等の民事責任が生じる。加害者が未成年で責任能力が無い場合は、監督義務のある保護者が賠償しなければならない。</p> <p>また、自転車同士の事故であっても、負傷者がいれば救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況等、警察に届ける必要がある。違反すれば「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」となる。</p>	×